

3. 再生可能エネルギー普及策に実効性を

脱炭素社会を実現するためには、省エネ対策の徹底や再エネ設備の導入拡大のほか、再エネ電力の利用拡大にも取り組む必要があります。

本県は再エネ電力の普及のために、再エネ 100 宣言 RE Action に参加し、県有施設の使用電力の再エネ 100%化を目指して取り組むとともに、アンバサダーとして、県内の企業や団体に対し、再エネ 100 宣言 RE Action への参加や、使用電力の再エネ 100%化を求めています。

また、県独自の取り組みとして、「かながわ再エネ応援プロジェクト」を実施し、小売電気事業者の再エネ電力プランを県内企業等に広く周知するとともに、再エネ電力への切換えを行った県内企業等を認定・公表しています。

こうした取り組みは、再エネ電力の利用拡大への意欲がうかがえるものであるが、脱炭素社会の実現に向けては、更に取り組みを強化する必要があると考えます。

そこで知事にうかがいます。

県では、県有施設の使用電力を 2030 年度までに 100%再エネ化することを目標としているものの、現状では、総電力使用量は 4.2 億 KWH のうち再エネは 8 千万 KWH、率としては 19%にとどまっており、取り組みの更なる強化のため、具体的にアクションプランなどなんらかの数値目標を設定した具体的な取組が必要だと考えるが見解をうかがいます。

また、再エネ 100 宣言 RE Action には、自治体としては本県以外には逗子市が参加しているにとどまっています。各地での再エネ率向上のために自治体に参加を促す取り組みが必要だと考えるが見解をうかがいます。

さらに、私たちは企業の自発性に期待する施策のみでは、再エネ 100 目標を達成するには限界があると感じています。SDGS 先進県と謳う以上は企業にも社会的責任をもって義務的に再エネ促進に取り組んでいただく必要性を訴えてきましたが、今後、事業活動温暖化対策計画書制度の見直しなどにより、一定の強制力を持って企業に取り組んでいただく仕組みの構築を求めたいと考えるが見解をうかがいます。